

交通遺児支援金支給事業の ご案内



はじめに この事業は、伊豆の国市に住所を有する世帯で、交通事故により生計中心者である親等が死亡した遺児（満18歳に満たない者）に支援金を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする事業です。

申請要件

- ・申請者は伊豆の国市に住所を有する保護者（現に遺児を養育し、かつ監護している者）
- ・申請は1回の交通事故あたり、遺児1人につき1回
- ・対象となる遺児は、伊豆の国市に住所を有する者

支給金額 遺児1人につき100,000円

申請方法 支援金の交付を受けようとする保護者は、下記の書類を提出

- (1) 交通遺児支援金支給申請書
※申請書は下記窓口または社協ホームページから入手
- (2) 遺児の戸籍謄本
- (3) 交通遺児となった事実に関する書類（交通事故証明書等）
- (4) その他本会が必要と認めたもの

お問合せ・申請先

社会福祉法人伊豆の国市社会福祉協議会

伊豆の国市四日町302-1 葦山福祉・保健センター TEL 055-949-5818